

平成24年度立入検査の実施状況及び平成25年度立入検査の重点

平成25年3月7日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

平成24年度立入検査の実施状況

1. 本省

- 経済産業本省の平成24年度立入検査計画では、①これまで立入検査が未実施の事業者、②これまでに行政処分等を受けた事業者、③前回実施から相当期間を経過している事業者及び④事故その他新たに問題等が発生した事業者の中から対象事業者を選定し、15社(15事業所)に対して立入検査を行っている。
- 4月から12月までの間に11社(11事業所)に対して立入検査を実施。これまでのところ大きな法令違反は見られてないが、次のような不備事項が確認され、担当官による口頭注意を行った。
 - ①委託契約書の内容等の不備(9件(注))、②帳簿に係る不備(5件:4件が誤記入、1件が未記入)、③行政手続等の不備(3件)など注：9件中8件は液石法施行規則第28条第3号の「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」に関するものであり、3件は当該事項自体の規定漏れ、5件は当該事項について通達で示されている一般消費者等への連絡の未記載であった。
- 立入検査とは別に、保安機関2社で次のような行政事務手続の不備に係る法令違反が確認された。これら2社に対し、ガス安全室長による口頭注意及び文書による改善指示を行った。
 - ①一般消費者等の数の増加認可申請書の未提出 ⇒ 口頭注意
 - ②保安機関認定更新申請書を認定の満了する30日前を過ぎて提出 ⇒ 文書による改善指示

平成24年度立入検査の実施状況

2. 産業保安監督部

- 経済産業省産業保安監督部の平成24年度立入検査計画では、概ね本省と同様の方針で対象事業者を選定し、134社(150事業所)に対して立入検査を行っている。
- 4月から12月までの間に100社(114事業所)に対して立入検査を実施。これまでのところ大きな法令違反は見られていない。

平成25年度立入検査の重点

- 平成25年度立入検査においては、過去に行われた立入検査で確認された法令違反等を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
 - (1) 保安業務に係る委託契約の内容
 - (2) 供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
 - (3) 液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
 - (4) 液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
 - (5) バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
 - (6) 保安教育の実施状況
 - (7) 保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行うべき職務の実施状況
 - (8) 液化石油ガス機器の経年管理状況
 - (9) LPガス販売事業者等が備えるべき帳簿への記載状況
 - (10) 質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

液石法に係る最近の立入検査実施状況

年度	事業者数	事業所数	検査結果(*1)		備 考
			良	否	
19年度 (*2)	11	12	8	3	行政処分(一部停止命令):1件 行政指導(嚴重注意):2件
	130	155	128	2	行政処分(一部停止命令):1件 行政処分(基準適合命令):1件
20年度	19	22	12	7	行政処分(改善命令):3件 行政指導(嚴重注意):4件
	149	173	145	4	行政指導(嚴重注意):2件 行政指導(改善指示):2件
21年度	17	18	12	5	行政処分(改善命令):2件 行政指導(嚴重注意):3件
	136	182	125	11	行政処分(一部停止命令):1件 行政処分(改善命令):1件 行政指導(嚴重注意):6件 行政指導(改善指示):4件
22年度	17	20	14	3	行政処分(一部停止命令):1件 行政処分(基準適合命令):1件 行政処分(改善命令):2件 行政指導(嚴重注意):1件
	139	169	131	8	行政指導(嚴重注意):7件 行政指導(改善指示):1件
23年度	17	19	15	1	行政処分(改善命令):1件 行政指導(嚴重注意):1件
	117	142	113	4	行政指導(嚴重注意):2件 行政指導(改善指示):2件
24年度 (*3)	11	11	11	0	
	100	114	100	0	

*1:24年度より検査結果の表記を変更し、「指摘なし」、「指摘あり」、「文書による行政指導あり」、「行政処分あり」とした。ここでは前年度までの継続性を考慮し、便宜上「指摘なし」、「指摘あり」を「良」と、「文書による行政指導あり」、「行政処分あり」を「否」としている。

*2:上段は本省、下段は産業保安監督部

*3:平成24年度は第3四半期までの実績。第4四半期は、本省は4事業者(4事業所)、産業保安監督部は34事業者(36事業所)を実施予定。

平成24年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成24年6月12日(火)	(株)リビックス	安城センター	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書について、同法施行規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)を記載すべきところ、52件中51件の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すべきこと。 ・契約日の記載漏れが52件中1件見受けられたため、改めて記載内容を点検することが望ましいこと。 ・容器交換時等供給設備点検について、実地において同法施行規則第18条第1項第1号イに規定する火気距離及びニに規定する転倒防止措置が十分確保されているとは言えない事例が1件見受けられ、その最新の点検記録を確認したところ、点検記録上、問題ないとの記録がなされており、実態との相違があることから、早急に再点検を行い販売事業者及び必要な場合には当該一般消費者等に連絡するとともに、同様の事業がないかどうか点検すべきこと(なお、6月20日及び7月24日に、同社から、特定の従業員の誤認であったため、当該従業員及び他の従業員に対する再教育を行ったとの回答があり、問題ないことを確認した。)
2	平成24年6月13日(水)	フジホームサービス(株)	豊橋販売支店	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給開始時点検・調査、定期供給設備点検、定期消費設備調査における点検項目については、法定項目に即し、点検・調査内容も適切であったが、業務主任者の確認印の漏れや、漏えい試験結果のチャート紙から点検表への転記漏れがおよそ50件中4件ほど見受けられたため、記録すべき事項に遺漏がないよう適切に処理、管理すること。 ・供給開始時点検・調査において、漏えい試験とは別に気密試験も行ったが、気密試験とするには圧力が低く、点検結果もその時の気密試験圧力を記載していたものがおよそ50件中1件あり、他にも、点検表上、漏えい試験の結果を記載すべきところ、気密試験の結果を記載しているものが見受けられたため、適切な圧力による試験の実施及び正しい試験結果の記載を徹底すること(なお、気密試験の圧力が低かったものについては、漏えい試験も実施していたことから、漏えい試験の圧力を記載するとともに、他の点検表についても、漏えい試験の結果を記載した旨、平成24年7月20日に連絡があった。) ・法第14条の書面交付について、再交付を行った際にも消費者毎に再交付した年月日、実施者の氏名等を帳簿に記載することとなっているが、帳簿上確認することができなかったため、適切に記録すること。
3	平成24年6月28日(木)	(株)ライフコメリ	本社	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月24日に経済産業大臣に提出された保安業務実施状況報告において、容器交換時供給設備点検における保安業務を実施した一般消費者等の数に誤りがあることを確認したので、当該報告について保安業務を実施した一般消費者等の数を適切に記載した内容に修正したものを速やかに提出すること及び担当者が作成した資料を業務主任者がしっかり確認すること。 ・委託契約書について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第28条第3号の内容(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)に係る記載が明確でないため、当該内容を明確にした契約内容として適切に契約すること(その後、平成24年7月3日に、当課は同社からの委託契約書の検討案の送付を受け、内容が適切であることを確認した。)

4	平成24年6月29日(金)	佐久集中監視センター(株)	本社	指摘あり	担当官による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月11日に経済産業大臣に提出された保安業務実施状況報告書において、緊急時連絡における保安業務を実施した一般消費者等の数が百戸単位で四捨五入した結果であることを確認したため、次年度以降は一軒の戸数まで計上し、報告すること。 ・緊急時対応について、同社設立時から実際の出勤は皆無であり、実務面に不安があるとのことなので、今後緊急時対応を行うこととなる場合に備えて、緊急時対応の能力を維持・向上できるように、緊急時対応に必要な実務の訓練の実施等について検討することが望ましいこと。 ・すべての保安業務用機器が設置されていることを確認したが、同社設立時から緊急時対応についての実際の出勤は皆無であるため、保安業務用機器が適切に作動するかどうか確認することが望ましいこと。 ・保安教育については、一般社団法人長野県LPガス協会が実施する保安講習会を保安業務資格者が順番で受講する等概ね適切に実施されていることを確認したが、受講した内容を他の保安業務資格者に伝達する方法として専ら保安講習会等で使用された資料を回覧する方法がとられていたことから、年度計画を策定し、社内で計画的に勉強会等を行う等して他の保安業務資格者に適切に保安教育がなされるよう体制を整備することが望ましいこと。
---	---------------	---------------	----	------	----------------	--

2. その他行政指導等の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成24年5月10日(木) (自己申告日)	新東海運輸(株)	本社	指摘あり	課長による 口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月24日付けで経済産業大臣に提出された一般消費者の数150件から500件の増加に伴う申請書類の確認時に、既に現在158件の保安業務を実施している事実を確認したため、今後、法令上必要な申請及び届出を適切に提出するなど、法令遵守の徹底を行うこと。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

平成24年度立入検査等の結果について(第2四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
平成24年7月19日(木)	日米礦油(株)	ガス鹿児島支店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・法定手続関係等について、平成23年5月16日に提出された液化石油ガス販売所等変更届に関して、別紙として添付されたガス鹿児島支店の保安機関一覧表の中に、すでに平成21年11月4日付けで6号業務委託先保安機関として届出された保安機関が欠けていたことから、確認の上、正しい内容で提出すべきこと(なお、平成23年6月及び平成24年6月に提出された液化石油ガス販売事業報告では、当該委託先保安機関の実績は報告されている。また、当該変更届の別紙は平成24年7月30日に正しい内容で再度提出された。) ・委託契約関係について、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)を記載すべきところ、委託契約書3件中2件に記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すべきこと。また、契約書内に記載漏れが3件中1件見受けられたため、改めて記載内容を点検することが望ましいこと(立入検査後、指摘事項を踏まえてすべての受委託の契約書を見直す方針が伝えられ、順次見直結果の報告が行われている。)
平成24年9月25日(火)	(有)恵那エルピージー配送センター	—	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・委託契約関係について、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)を記載すべきところ、委託契約書34件中1件に記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すべきこと。また、委託契約書34件中1件に記載漏れが見受けられたため、記載内容を再点検することが望ましいこと。 ・保安業務の実施状況について、保安業務規程には点検結果を販売事業者へ3日以内に通知すると規定されていたところ、技術上の基準に適合しないと認められた一般消費者等に係る供給設備については3日以内に販売事業者へ通知していたが、問題のなかった供給設備については1ヶ月以内に通知していた。このように点検結果の通知時期に関して保安業務規程と実態に齟齬があったので、保安業務規程の適切な実施又は保安業務規程の見直しを行うべきこと。
平成24年9月26日(水)	大丸エナウイン(株)	ぼっぼガス滋賀事業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・供給開始時点検・調査、定期供給設備点検、定期消費設備調査について、ひとつの共同住宅内の全ての部屋に同じ形式の燃焼器(ビルトインコンロ)が設置されており、同じ接続方式ではないかと推測されたところ、設備調査記録に異なった接続方法が記載されているものが約70件中17件程度あった(いずれも技術基準上の問題はない)。また、同宅において、ガス漏れ警報器が義務と記載されているものと不要と記載されているものが約70件中少なくとも37件あったが、燃焼器の種類を確認したところ、警報器が不要である燃焼器であった。また、漏えい試験と気密試験のどちらを実施したのかが明らかでない記録が1件あった。このことから、このような記録の違いの理由を明らかにするとともに、業務主任者等の監督者がこのような差異に着目しながら調査・点検記録をチェックすることが望ましいこと(立入検査後、燃焼器の接続方式はすべて同じで、警報器も不要なものであったが、点検を実施した者の認識不足によって記載にばらつきが生じたものであり、指摘された定期消費設備調査を修正するとともに、全支店において同様の案件がないか調査し、修正した旨の報告があった。)

2. その他行政指導等の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成24年9月13日(木) (事実関係判明)	ツバメ産業(株)	—	文書による行政指導あり	行政指導・改善指示	同社は、保安機関認定更新申請書を液石法第32条に基づき同法施行規則第34条に定める期日(30日前)までに提出していない事実が判明した。同じような提出遅延は平成19年9月の認定更新の時にも生じており、また、平成22年度の立入検査の結果を受けて、2回にわたって経済産業大臣の行政処分を受けている。このため、10月3日付けで、ガス安全室長名で同社に改善指示をするとともに、今回のような事態の再発を防止し、適切かつ確実な保安業務の実施を確保するため、このような事態が生じた原因を明らかにするとともに、その再発防止策を講ずるよう求めた。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

平成24年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成24年11月1日(木)	全農エネルギー(株)	JAクミアイプロパン山口東部販売所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・規則第28条第3号の事項(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)について、委託契約書(2件中1件)で引用する委託先保安機関の保安業務規程で「応急措置を講じるとともに、…甲(販売事業者)に連絡することとする」と規定されていた。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の「第28条(委託契約に係る記載事項)関係」において「一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあつては当該一般消費者等」も連絡先に含めるよう述べられているので、その旨を含んだ契約内容にすべきこと。
2	平成24年11月2日(金)	ダイネン(株)	北九州営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・規則第28条第3号の事項(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)について、2件中1件の委託契約書に「適切な対応を行うと同時に、…速やかにその旨を甲(販売事業者)に通報する」と規定されていた。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の「第28条(委託契約に係る記載事項)関係」において「一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあつては当該一般消費者等」も連絡先に含めるよう述べられているので、その旨を含めた契約内容にすべきこと。 ・定期供給設備点検及び定期消費設備調査の記録45件を確認したところ、調整圧力の未記入(記録紙からの転記忘れ)が2件、その他誤記入が2件あった。未記入や誤記入を正すとともに、業務主任者等の保安監督者は、保安業務の実施結果の確認を確実にし、未記入や誤記入がないよう点検・調査を行う者に対して正確な記入を指導すべきこと。
3	平成24年12月20日(木)	(株)株式会社ザトーカイ	静岡支店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・規則第28条第3号の事項(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)について、委託契約書(1件中1件)で「乙は、適切な応急措置を行い、同時に電話等の通信手段により速やかにその旨を甲(販売事業者)に通報する。」と規定されていた。また、同社に確認したところ、この他にも46件全ての委託契約書において同様の記載であった。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の「第28条(委託契約に係る記載事項)関係」において「一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあつては当該一般消費者等」も連絡先に含めるよう述べられているので、その旨を含んだ契約内容にすべきこと。

4	平成24年12月21日(金)	静岡ガスサービス(株)	静岡営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第28条第3号の事項(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)について、委託契約書(3件中2件)で「乙は第1条に規定する保安業務の実施にあたって当該消費設備および供給設備等に重大な欠陥を発見したときは、直ちに応急手当を行うと共に甲(販売事業者)に通知するものとする。」と規定されていた。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の「第28条(委託契約に係る記載事項)関係」において「一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあっては当該一般消費者等」も連絡先に含めるよう述べられているので、その旨を含んだ契約内容にすべきこと。 ・保安教育については、年間計画を立てて数回実施している。しかし、講習会、セミナーに参加した場合、内容の周知は必ずしも徹底されていない。講習会等参加者は、社内にて参加内容を周知することが望ましいこと。
---	----------------	-------------	-------	------	------------	--

2. その他行政指導等の結果

なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)